

## &lt;対策のポイント&gt;

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に對し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

## &lt;政策目標&gt;

需要に応じた生乳生産の推進（732万t [令和5年度] → 732万t [令和12年度]）

## &lt;事業の内容&gt;

## 1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付

（所要額）38,853百万円（前年度38,463百万円）

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るために、**加工原料乳について生産者補給金等を交付します。**

## 2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

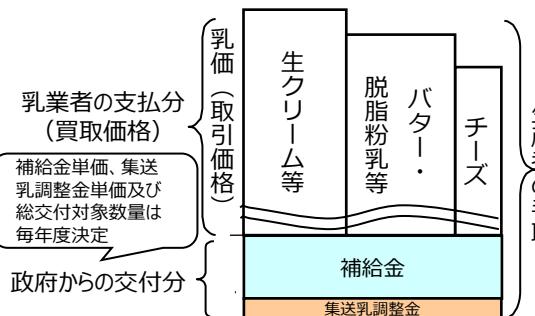
（所要額）5,948百万円（前年度5,948百万円）

加工原料乳の取引価格が**補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）**を下回った場合に、**生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業**を引き続き実施するとともに、**経営安定機能の強化を図るための事業機能の拡充の検討に要する経費を支援します。**

## &lt;事業イメージ&gt;

## 加工原料乳生産者補給金制度

生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、集送乳が確実に行えるよう、指定事業者に対して集送乳調整金を交付。



## 【補給金の要件】

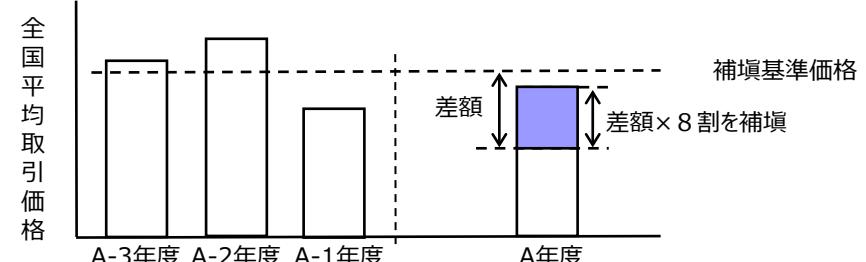
- 毎年度、生乳の年間販売計画を提出すること
- 年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引という要件を満たすこと

## 【集送乳調整金の要件】

- 集送乳経費がかさむ地域を含む都道府県単位以上（一又は二以上の都道府県）の区域内で集乳を拒否しない
- 集送乳経費の算定方法等を基準に従い規定

## 加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格）が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出（生産者：国=1:3）により補填。



## &lt;事業の流れ&gt;

